

外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の外貨建マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「外貨建MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款にしたがって外貨建MMFの累積投資の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。

第2条（契約の申込）

お客様は、次に掲げるコースごとに、本契約を申し込むことができます。

申込コース：ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネジメント（アイルランド）リミテッドの運用する「ゴールドマン・サックス米ドルMMFコース」

買付ける有価証券：ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF・受益証券（アイルランド籍オープンエンド契約型外国投資信託）

- 前項の申込は、当社又は当社の委託を受けた者が電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、お客様がその使用する電子計算機を用いて送信することによって、その申込の意思表示を行うものとし、当社が承諾した場合に限り累積投資契約が締結されるものとし、ただし、既に他の累積投資約款において申込が行われ契約が締結されているときは、第1回目の金銭の払込みをもって申込が行われたものとし、
- 本契約が締結されたときは、当社はただちに外貨建MMF累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。
- 外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。

第3条（取引日等）

この約款において、営業日とは、国内証券取引所の休業日以外の日をいうものとし、

また、取引日とは、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「GS米ドルMMF」といいます。）に関しては、営業日のうち、ダブリン、ロンドン、ニューヨーク及び日本の銀行並びにニューヨーク証券取引所のすべてが営業している日をいうものとし、

第4条（金銭の払込み）

お客様は、外貨建MMFの取得にあてるため、当社が定める金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を円貨相当額で、口座に払い込むことができます。

第5条（取得の申込、時期及び価額）

お客様は、外貨建MMFの取得を申し込む場合、申込金額を明示して、所定の手続きに

よりこれを行うものとしします。

- 2 当社は、お客様からの取得の申込が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨建MMFをお客様に代わって取得します。また、お客様から取引日以外の日を取得の申込があった場合、その翌取引日に当該申込があったものとして取扱います。
- 3 当社は、前項の申込があった場合、申込があった日の翌取引日までに払込金を受入れます。
- 4 第2項の取得価額は、申込日の基準価額（又は純資産価格。以下同じ。）としします。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当社は、申込日の1口当たりの基準価額が当初設定時の1口当たりの基準価額を下回った場合には、当該外貨建MMFの取得の申込みに応じないものとしします。
- 6 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等）による市場の閉鎖若しくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込が中止され、また既に行われた買付のお申込の受付が取り消されることがあります。
- 7 取得された外貨建MMFの所有権並びにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとしします。

第6条（保管）

本契約によって取得された外貨建MMFは、当社において、コースごとに混蔵して保管します。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関に再寄託することがあります。

- 2 前項により混蔵して保管する外貨建MMFについては、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。
 - (1) 保管している外貨建MMFに対し、寄託された外貨建MMFの額に応じて共有権を取得すること。
 - (2) 新たに外貨建MMFを寄託するとき又は寄託された外貨建MMFを返還するときは、その外貨建MMFの寄託又は返還については、外貨建MMFを寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

第7条（果実の再投資）

前条の保管にかかる外貨建MMFの果実は、前月の各コースの最終取引日（その翌取引日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、

当該お客様の口座に繰り入れ、コースごとにその全額をもって当該最終取引日の基準価額でお客様に代わって遅滞なく取得します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当月の最終取引日の基準価額が当初設定時の1口当たりの基準価額を下回った場合には、最終取引日以降最初の取得にかかる基準価額が当初設定時の1口当たりの基準価額に復した計算日の翌取引日にお客様に代わって取得します。

第8条（返還）

当社は、お客様から返還の請求が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各コースの円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客様から取引日以外の日に返還の請求があった場合、当該請求日の翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。

- 2 前項の請求は、GS米ドルMMFについては1口単位とし、所定の手続きによりこれを行うものとします。

第9条（解約）

本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から解約の申出があったとき
 - (2) 当社が外貨建MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) 本契約にかかる外貨建MMFが償還されたとき
 - (4) 第11条第3項に定めるこの約款の改訂にお客様が同意しないとき
 - (5) やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき
- 2 本契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨建MMF及び果実を第8条に準じてお客様に返還します。

第10条（届出事項等の変更）

当社への届出事項等に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

- 2 前項の届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第11条（その他）

当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目に

よっても対価をお支払いしません。

- 2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領証と引換えに、又は別に定める契約等に基づき外貨建MMF若しくは果実を返還した場合
 - (2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するために本契約に基づく外貨建MMF若しくは果実を返還しなかった場合
 - (3) 天災地変その他の不可抗力により、本契約に基づく外貨建MMFの取得、又は外貨建MMF若しくは果実の返還が遅延した場合
- 3 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、日本証券業協会の定める諸規則の変更、その他当社が必要と認めたときは改訂されることがあります。
- 4 当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

以上

平成 14 年 8 月